

令和6年9月香川県議会定例会議案

香 川 県



## 令和6年9月県議会定例会議案一覧

第 1 号	令和6年度香川県一般会計補正予算議案	1
第 2 号	令和6年度香川県特別会計補正予算議案	9
第 3 号	香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案	27
第 4 号	建設事業に対する市町の負担金について	29
第 5 号	工事請負契約の変更について	36
第 6 号	工事請負契約の変更について	37
第 7 号	訴訟の提起について	38
第 8 号	民事調停の申立て等について	40
第 9 号	和解について	41



# 一 般 会 計

(第 1 号)



第1号

令和6年度香川県一般会計補正予算議案

令和6年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,942,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,727,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 49,995,707	千円 31,414	千円 50,027,121
	2 国庫補助金	25,490,170	31,414	25,521,584
12 繰入金		22,442,690	25,557	22,468,247
	1 特別会計繰入金	1,745,950	25,557	1,771,507
13 繰越金		1	6,885,173	6,885,174
	1 繰越金	1	6,885,173	6,885,174
歳入合計		486,785,000	6,942,144	493,727,144



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 26,883,333	千円 6,879,050	千円 33,762,383
	1 総務管理費	9,964,345	6,879,050	16,843,395
7 商工費		47,319,287	63,197	47,382,484
	2 観光費	3,362,676	63,197	3,425,873
10 教育費		109,295,512	△103	109,295,409
	3 高等学校費	22,692,608	△103	22,692,505
歳出合計		486,785,000	6,942,144	493,727,144

第 2 表

## 線 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 344,758
	2 企画費		344,758
		離島道路メンテナンス事業	12,560
		離島道路環境改善事業	219,898
		離島砂防事業	56,700
		離島急傾斜地崩壊対策事業	15,700
		離島港湾メンテナンス事業	39,900
8 土木費			5,026,522
	2 道路橋梁費		2,572,419
		道路維持修繕事業	155,923
		道路メンテナンス事業	267,768
		道路災害防除事業	286,649
		道路局部改修事業	349,777
		交通安全施設事業	69,227

		道路改築事業	345,638
		道路環境改善事業	679,762
		道路整備交付金事業	417,675
	3 河川海岸費		1,523,169
		河川改修事業	290,468
		河川海岸維持修繕事業	41,110
		ダム改良事業	27,000
		砂防整備事業	95,126
		砂防維持修繕事業	4,630
		津波等対策河川事業	62,000
		広域河川改修事業	328,275
		津波等対策河川事業	153,300
		総合流域防災河川事業	73,400
		河川メンテナンス事業	58,800
		綾川治水ダム建設事業	130,710
		湊川総合開発事業	70,600
		砂防事業	187,750

	4 港湾費		797,600
		港湾改良事業	35,000
		統合港湾施設改良事業	116,550
		津波等対策港湾海岸事業	611,400
		港湾メンテナンス事業	34,650
	5 都市計画費		133,334
		公園事業	12,034
		街路環境改善事業	68,000
		街路整備交付金事業	48,100
	街路事業	5,200	
		計	5,371,280

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
全国高等学校総合文化祭 開催	令和 7 年 度	千円 96,684



# 特 別 会 計

(第 2 号)





## 令和6年度香川県特別会計補正予算議案

令和6年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金特別会計	79,334 千円	12,495 千円	91,829 千円
2 中小企業高度化資金特別会計	164,299	466	164,765
5 証紙特別会計	2,891,001	190,314	3,081,315
9 林業・木材産業改善資金特別会計	30,528	16,879	47,407
10 沿岸漁業改善資金特別会計	40,456	97,345	137,801
11 駐車場事業特別会計	319,647	809	320,456
14 奨学金特別会計	423,445	24,379	447,824
16 国民健康保険事業特別会計	89,351,924	1,628,162	90,980,086

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## (1) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 31,222	千円 12,495	千円 43,717
	1 繰越金	31,222	12,495	43,717
歳入合計		79,334	12,495	91,829

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付費		千円 79,334	千円 12,495	千円 91,829
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	79,334	12,495	91,829
歳 出 合 計		79,334	12,495	91,829

## (2) 中小企業高度化資金特別会計

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 3	千円 466	千円 469
	1 繰越金	3	466	469
歳入合計		164,299	466	164,765

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付費		千円 164,299	千円 466	千円 164,765
	1 中小企業高度化資金貸付費	164,297	466	164,763
歳出合計		164,299	466	164,765

(4) 集中管理特別会計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 6,712	千円 6,713
	1 繰越金	1	6,712	6,713
3 諸収入		96,484,479	△6,712	96,477,767
	1 振替収入	96,471,760	△6,712	96,465,048
歳入合計		96,581,393		96,581,393

## (5) 証紙特別会計

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 190,314	千円 190,315
	1 繰越金	1	190,314	190,315
歳入合計		2,891,001	190,314	3,081,315

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		千円 2,891,001	千円 190,314	千円 3,081,315
	1 一般会計繰出金	2,891,001	190,314	3,081,315
歳出合計		2,891,001	190,314	3,081,315

(9) 林業・木材産業改善資金特別会計

I 貸付勘定

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1	千円 △1	千円
	1 業務勘定繰入金	1	△1	
2 繰越金		26,295	16,881	43,176
	1 繰越金	26,295	16,881	43,176
歳入合計		30,000	16,880	46,880

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸 付 費		千円 30,000	千円 16,880	千円 46,880
	1 林業・木材産業改善資金貸付	30,000	16,880	46,880
歳 出 合 計		30,000	16,880	46,880



## Ⅱ 業 務 勘 定

### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 △1	千円
	1 繰越金	1	△1	
歳入合計		528	△1	527

### 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		千円 528	千円 △1	千円 527
	1 運営費	528	△1	527
歳出合計		528	△1	527

## (10) 沿岸漁業改善資金特別会計

## I 貸付勘定

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 10	千円 △10	千円
	1 業務勘定繰入金	10	△10	
2 繰越金		39,240	97,358	136,598
	1 繰越金	39,240	97,358	136,598
歳入合計		40,000	97,348	137,348

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸 付 費		千円 40,000	千円 97,348	千円 137,348
	1 沿岸漁業改善資金貸付費	40,000	97,348	137,348
歳 出 合 計		40,000	97,348	137,348

## Ⅱ 業 務 勘 定

### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 10	千円 △3	千円 7
	1 繰越金	10	△3	7
歳入合計		456	△3	453

### 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		千円 456	千円 △3	千円 453
	1 運営費	456	△3	453
歳出合計		456	△3	453

(11) 駐 車 場 事 業 特 別 会 計

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 2	千円 809	千円 811
	1 繰越金	2	809	811
歳入合計		319,647	809	320,456

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		千円 256,546	千円 809	千円 257,355
	1 駐車場管理事業費	256,546	809	257,355
歳出合計		319,647	809	320,456

## (14) 奨学金特別会計

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 62,898	千円 △103	千円 62,795
	1 一般会計繰入金	55,539	△103	55,436
4 繰越金		1	24,482	24,483
	1 繰越金	1	24,482	24,483
歳入合計		423,445	24,379	447,824

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付費		千円 405,203	千円 24,379	千円 429,582
	1 奨学金貸付費	405,203	24,379	429,582
歳 出 合 計		423,445	24,379	447,824

## (16) 国民健康保険事業特別会計

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		千円	千円	千円
			1,628,162	1,628,162
	1 繰越金		1,628,162	1,628,162
歳入合計		89,351,924	1,628,162	90,980,086



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険 運営事業費		千円 89,349,549	千円 1,573,480	千円 90,923,029
	1 国民健康保険運営事業費	89,349,549	1,573,480	90,923,029
2 諸支出金		2,375	54,682	57,057
	1 諸支出金	2,375	54,682	57,057
歳 出 合 計		89,351,924	1,628,162	90,980,086



# 予 算 外 議 案

(第3号～第9号)



### 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～512 略				1～512 略			
512の2 法第6条の3第1項及び第18条第5項の構造計算適合性判定手数料	略			512の2 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料	略		
512の3 略				512の3 略			
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略			513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略		
514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第28項の中間検査通知手数料	略			514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第19項の中間検査通知手数料	略		
515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第38項第1号及び第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略			515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略		
515の2～563 略				515の2～563 略			
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略			564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略		

565・566 略

567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略
--	---

568・569 略

570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略
--	---

570の2～598 略

備考  
略

565・566 略

567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略
--	---

568・569 略

570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略
--	---

570の2～598 略

備考  
略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 建設事業に対する市町の負担金について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項、空港法（昭和31年法律第80号）第7条第1項、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第1項、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第1項又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和6年度において県が行う土木事業、土地改良事業、農地防災事業、香川用水関連土地改良事業、県立公園施設整備事業、県立公園等活性化事業又は直轄空港整備事業にかかる工事に要する費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該市町に対して経費の一部を負担させることについて、議会の議決を求める。

別 表

## 令和6年度建設事業市町負担金表

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
高 松 市	道 路 橋 梁 整 備	642,000,000 <sup>円</sup>	$\frac{10}{100}$	64,200,000 <sup>円</sup>	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	59,000,000	$\frac{5}{100}$	2,950,000	
	直 轄 港 湾 改 修	234,090,000	$\frac{40}{100}$	93,636,000	
	港 湾 補 修	94,283,000	$\frac{40}{100}$	37,713,200	
	港 湾 建 設	795,592,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{20}{100}$ $\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	146,182,180	
	街 路 事 業	426,321,000	$\frac{10}{100}$	42,632,100	
	土 地 改 良 事 業	12,924,000	$\frac{13}{100}$	1,680,120	
	農 地 防 災 事 業	13,000,000	$\frac{11}{100}$	1,430,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	直轄空港整備	148,514,046 <sup>円</sup>	$\frac{25}{100}$	37,128,511 <sup>円</sup>	
計		2,425,724,046		427,552,111	
丸 亀 市	道路橋梁整備	92,975,000	$\frac{10}{100}$	9,297,500	
	港湾補修	31,850,000	$\frac{40}{100}$	12,740,000	
	港湾建設	99,734,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30}$	27,893,600	
	街路事業	299,692,000	$\frac{10}{100}$	29,969,200	
	中讃流域下水道整備	65,475,480	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	20,466,000	
	土地改良事業	20,000,000	$\frac{5}{40}$	2,500,000	
	香川用水関連 土地改良事業	34,860,000	$\frac{15}{100}$	5,229,000	
	農地防災事業	56,000,000	$\frac{11}{100}$	6,160,000	
計		700,586,480		114,255,300	
坂 出 市	道路橋梁整備	174,597,000	$\frac{10}{100}$	17,459,700	
	街路事業	71,830,000	$\frac{10}{100}$	7,183,000	
	中讃流域下水道整備	96,857,620	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	30,274,000	
	土地改良事業	52,737,000	$\frac{10}{100}$	5,273,700	



	農地防災事業	6,000,000	$\frac{11}{100}$	660,000	
計		402,021,620		60,850,400	
善通寺市	道路橋梁整備	13,650,000	$\frac{10}{100}$	1,365,000	
	中讃流域下水道整備	192,136,840	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	41,611,000	
	香川用水関連 土地改良事業	69,000,000	$\frac{14}{100} \cdot \frac{5}{40}$	9,645,000	
	農地防災事業	34,000,000	$\frac{16}{100}$	5,440,000	
計		308,786,840		58,061,000	
観音寺市	道路橋梁整備	75,565,000	$\frac{10}{100}$	7,556,500	
	港湾補修	29,580,000	$\frac{40}{100}$	11,832,000	
	港湾建設	332,746,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	35,586,190	
	街路事業	309,100,000	$\frac{10}{100}$	30,910,000	
	土地改良事業	219,873,498	$\frac{12}{100} \cdot \frac{7}{100}$	16,915,544	
	農地防災事業	58,000,000	$\frac{11}{100} \cdot \frac{7}{100}$	4,780,000	
	県立公園施設 整備事業	910,000	$\frac{30}{100}$	273,000	
計		1,025,774,498		107,853,234	
さぬき市	道路橋梁整備	221,000,000	$\frac{10}{100}$	22,100,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	海 岸 改 修	2,730,000 <sup>円</sup>	$\frac{7}{100}$	191,100 <sup>円</sup>	
	海 岸 保 全	80,000,000	$\frac{5}{100}$	4,000,000	
	港 湾 建 設	248,653,000	$\frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	23,085,710	
	土 地 改 良 事 業	13,670,000	$\frac{16}{100} \cdot \frac{11}{100}$	1,562,200	
	農 地 防 災 事 業	61,000,000	$\frac{11}{100}$	6,710,000	
	県 立 公 園 等 活 性 化 事 業	15,200,000	$\frac{30}{100}$	4,560,000	
計		642,253,000		62,209,010	
東 か が わ 市	道 路 橋 梁 整 備	92,000,000	$\frac{10}{100}$	9,200,000	
	港 湾 補 修	14,560,000	$\frac{40}{100}$	5,824,000	
	港 湾 建 設	48,976,000	$\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	3,048,320	
	土 地 改 良 事 業	50,000,000	$\frac{10}{100}$	5,000,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	200,000,000	$\frac{16}{100}$	32,000,000	
	農 地 防 災 事 業	51,000,000	$\frac{11}{100}$	5,610,000	
計		456,536,000		60,682,320	
三 豊 市	道 路 橋 梁 整 備	250,829,000	$\frac{10}{100}$	25,082,900	

	港湾補修	5,000,000	$\frac{40}{100}$	2,000,000	
	港湾建設	15,000,000	$\frac{8}{30}$	4,000,000	
	土地改良事業	325,150,502	$\frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100} \cdot \frac{10}{100}$ $\frac{7}{100}$	35,560,535	
	農地防災事業	173,200,000	$\frac{11}{100}$	19,052,000	
計		769,179,502		85,695,435	
土庄町	地域振興	311,905,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{10}{100}$ $\frac{8}{100} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	43,240,580	
	道路橋梁整備	85,085,700	$\frac{10}{100}$	8,508,570	
	海岸改修	31,850,000	$\frac{7}{100}$	2,229,500	
	港湾補修	27,300,000	$\frac{40}{100}$	10,920,000	
	農地防災事業	13,000,000	$\frac{7}{100}$	910,000	
計		469,140,700		65,808,650	
小豆島町	地域振興	288,964,000	$\frac{18}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{8}{100}$ $\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	19,447,480	
	道路橋梁整備	54,221,300	$\frac{10}{100}$	5,422,130	
	海岸保全	40,000,000	$\frac{5}{100}$	2,000,000	
	港湾補修	17,290,000	$\frac{40}{100}$	6,916,000	
計		400,475,300		33,785,610	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
三 木 町	道 路 橋 梁 整 備	70,000,000 <sup>円</sup>	$\frac{10}{100}$	7,000,000 <sup>円</sup>	
	土 地 改 良 事 業	30,000,000	$\frac{15}{200}$	2,250,000	
計		100,000,000		9,250,000	
直 島 町	地 域 振 興	40,000,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{10}{100}$	6,000,000	
	港 湾 補 修	40,000,000	$\frac{40}{100}$	16,000,000	
計		80,000,000		22,000,000	
宇 多 津 町	道 路 橋 梁 整 備	11,830,000	$\frac{10}{100}$	1,183,000	
	中 讃 流 域 下 水 道 整 備	120,275,610	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	37,595,000	
計		132,105,610		38,778,000	
綾 川 町	道 路 橋 梁 整 備	55,510,000	$\frac{10}{100}$	5,551,000	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	9,000,000	$\frac{10}{100}$	900,000	
	中 讃 流 域 下 水 道 整 備	56,291,290	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	17,595,000	
	土 地 改 良 事 業	64,000,000	$\frac{50}{100} \cdot \frac{13}{100} \cdot \frac{8}{100}$	6,655,000	
	農 地 防 災 事 業	22,000,000	$\frac{11}{100}$	2,420,000	
計		206,801,290		33,121,000	

琴平町	中讃流域下水道整備	106,986,880	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	23,170,000	
計		106,986,880		23,170,000	
多度津町	道路橋梁整備	147,671,000	$\frac{10}{100}$	14,767,100	
	海岸改修	20,930,000	$\frac{7}{100}$	1,465,100	
	急傾斜地崩壊対策事業	8,000,000	$\frac{5}{100}$	400,000	
	港湾建設	9,734,000	$\frac{40}{100}$	3,893,600	
	中讃流域下水道整備	124,755,680	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	27,018,000	
	農地防災事業	38,000,000	$\frac{11}{100}$	4,180,000	
	県立公園施設整備事業	710,000	$\frac{30}{100}$	213,000	
計		349,800,680		51,936,800	
まんのう町	道路橋梁整備	30,940,000	$\frac{10}{100}$	3,094,000	
	中讃流域下水道整備	43,720,600	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	9,469,000	
	土地改良事業	258,000,000	$\frac{45}{100} \cdot \frac{23}{200} \cdot \frac{10}{100}$	29,779,750	
	農地防災事業	10,000,000	$\frac{11}{100}$	1,100,000	
計		342,660,600		43,442,750	
合計		8,918,833,046		1,298,451,620	

## 第5号

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

## 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 13,616,165,200円  
変更後 14,743,752,100円
- 5 工 事 請 負 人 高松市中央町11番11号  
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社大林組四国支店  
執行役員支店長 秋山 隆之  
株式会社合田工務店  
代表取締役 森田 紘一  
株式会社菅組  
代表取締役 菅 徹夫

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

### 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）電気設備工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 2,139,819,000円  
変更後 2,178,656,700円
- 5 工 事 請 負 人 高松市花ノ宮町二丁目3番9号  
四電工・三和電業特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社四電工  
代表取締役社長 関谷 幸男  
三和電業株式会社  
代表取締役 山地 一慶






2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第8号

## 民事調停の申立て等について

消防学校に納入された冷温水機に係る川重冷熱工業株式会社への損害賠償請求に関して、下記のとおり民事調停を申し立てるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

なお、調停が成立しないときは、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起するので、同号の規定により議会の議決を求める。

## 記

- 1 相手方 滋賀県草津市青地町1000番地  
川重冷熱工業株式会社  
代表取締役 森 宏之
- 2 事件名 不法行為に基づく損害賠償請求調停事件
- 3 申立ての趣旨 消防学校に納入された冷温水機が県の求めていた冷房能力を満たしていないことについて損害賠償を求める。

## 和解について

香川県立高松工芸高等学校に納入された冷温水機に係る川重冷熱工業株式会社への損害賠償請求に関して、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 解決のための処理方法

##### (1) 和解

##### (2) 和解の内容

香川県は、川重冷熱工業株式会社から金 200,000 円の支払いを受ける。

#### 2 本件の概要

令和4年10月28日、川重冷熱工業株式会社から香川県に対して、香川県立高松工芸高等学校に平成16年9月に納入された冷温水機について、県の求めていた冷房能力を満たしていないとの申出があったことから、県は、令和5年12月に損害賠償請求を行い、これまで交渉を進めてきた。その後、同社から、当該機器については上記の申出が誤りであったとの主張があり、県は、その主張に相応の理由があると認め、同社から提示のあった和解金を受け入れることにより、損害賠償請求の問題を解決するもの。

